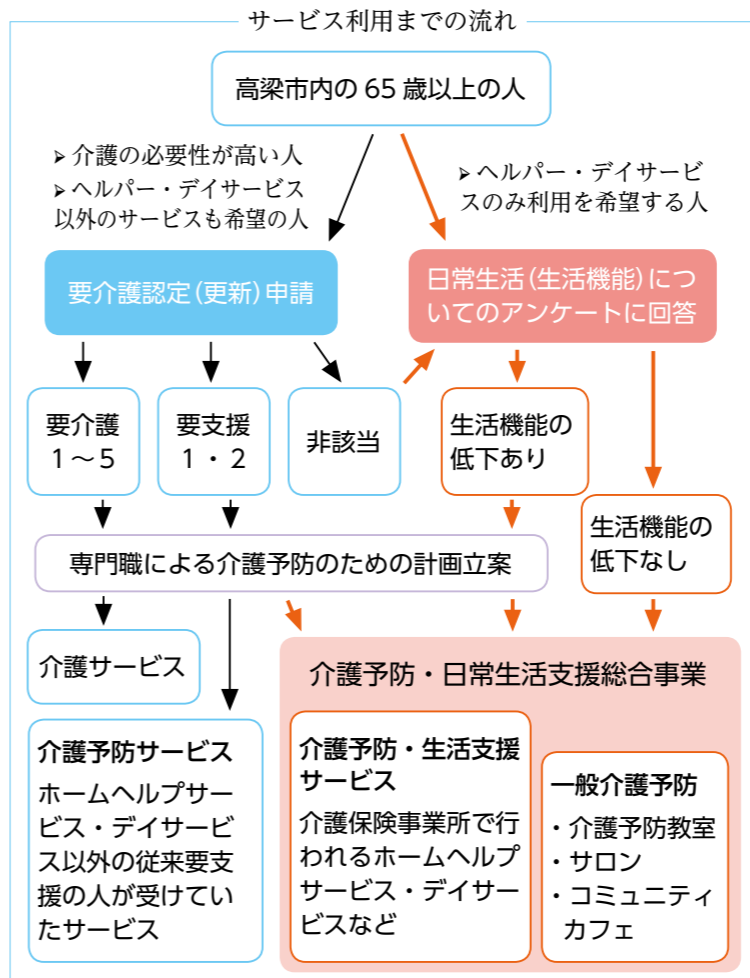


介護保険課からのお知らせ

いつまでも住み慣れた地域で暮らすために
介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、65歳以上の全ての人を対象とした介護予防事業です。
平成29年4月1日以降、利用するサービスによっては、介護保険の認定を受けていなくても一人一人の生活に合わせたサービスが利用できるようになります。(すでに要支援1・2に認定されている人は、更新時以降に新事業のサービスを受けることができます)

問 介護保険課 ☎(21)03000



産業観光課からのお知らせ

市内のイベントをめぐる
スタンプラリー「めぐりい」

高粱市観光戦略アクションプランでは、高粱のイベントをめぐるスタンプラリー「めぐりい」を実施しています。



スタンプラリー専用はがきは、3月に町内回覧で配布したほか、市役所・市観光協会などに備えています。市内のイベントをめぐるスタンプを集め、豪華賞品特産品等を当てましょう。

応募コース(スタンプ数)

Aコース(10個以上)、Bコース(7個以上)、Cコース(5個以上)、Dコース(2個以上)

応募方法：スタンプラリー専用はがきに必要事項を記入し、ポストに投函してください。

応募締切：平成29年2月15日(水)当日消印有効

問 産業観光課 ☎(21)0229

秘書政策課からのお知らせ

山田方谷像建立
募金のお願い

高粱方谷会と方谷さんを広める高粱の会では、市民に愛される山田方谷像を建立し、全国に発信するため、新たに整備された備中高梁駅前広場に「山田方谷像」を建立するための募金活動を行っています。

募金額は、個人1千円、法人・団体1万円としていただきます。趣旨にご賛同のうえ、ご協力をお願いします。

なお、個人・法人・団体とも募金額が5万円以上の場合は、銅版の「山田方谷レリーフ」を記念品として贈ります。

問 秘書政策課 ☎(21)0208



まちづくり課からのお知らせ

制度が一部変わります

世帯向け民間賃貸住宅建設助成金

10月から、世帯向け民間賃貸住宅建設助成金制度が一部変わります。

台所および給湯設備が設置されているもの

④次に掲げる建築物でないもの

⑦組立て式仮設住宅

①(拡充)市外に住所のある個人または法人も助成対象者となります。

①公共事業等により補償を受けて新築するもの

②(拡充)世帯向け賃貸住宅の1戸当たりの最低居室数を1以上とします。

⑤敷地内または近隣に専用駐車場が確保されているもの

③(廃止)改修に対する助成を廃止します。

②市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料を完納していること

世帯向け賃貸住宅の定義

次の全てに該当する住宅を「世帯向け賃貸住宅」と定義します。

①建築基準法その他関係法令の基準に適合しているもの

②賃貸契約を締結して賃貸する、1棟2戸以上の集合住宅で、1戸当たりの居室数が1以上かつ床面積がおおむね40㎡以上のもの

③各戸に玄関、水洗便所、浴室、

①市内において世帯向け賃貸住宅の建設を行う個人または法人であること

②市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料を完納していること

③国、県他の団体等から重複する助成金等の交付を受けていないこと

④次に掲げる建築物でないもの

⑦組立て式仮設住宅

対象事業および助成額等(10月1日以降)

対象事業	補助率	交付限度額 ※()内は市外に事務所を有する建築業者等が施工する場合
建築物の存しない土地に新たに世帯向け賃貸住宅の建設を行う事業。 (既存住宅を除去して、同一場所に新たに建設する場合を含む)	建設に要する費用の10分の1以内	1戸当たり100万円(70万円)

問 まちづくり課 ☎(21)0237

農業委員会からのお知らせ

ご協力ください

農地パトロール

市農業委員会は、農地法に基づき、農地の利用状況を把握するため、市内全域の農地パトロールを実施します。

調査は、10月中旬から11月初旬にかけて、農業委員と市職員で現地を確認します。

農家の皆さんには、遊休農地の所在などについて尋ねる場合もありますので、ご協力をお願いします。



問 農業委員会事務局 ☎(21)0226、各地域局